飯田市農業委員会告示第16号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第７条第１項の規定により定めた飯田市農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成30年３月29日付、飯田市農業委員会告示第20号）を次のように改定したので、同条第４項の規定により、これを公表する。

令和７年３月28日

飯田市農業委員会会長　髙 田 清 人

飯田市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年３月29日制定
令和３年３月30日改定
令和５年３月30日改定
令和７年３月28日改定
飯田市農業委員会

第１　基本的な考え方

法第６条第２項の規定により、「農地等の利用の最適化の推進」が、農業委員会の重要な必須業務として明確に位置付けられている。

飯田市は、天竜川をはさんで竜東地域・竜西地域に市域が大別され、農地は平坦地から中山間地域にかけて混在しており、標高差や気候条件の良さを活かした少量多品種の農産物栽培が特徴的である。そのため各地域の実態を把握し、その地域特性を活かした農地等の利用の最適化の推進と農業振興対策の強化を図ることが求められている。

しかしながら中山間地域や果樹栽培を中心とする地域では、基盤整備のなされていない区画、形状の悪いほ場や山沿いの農地が多く、また、耕作者の高齢化を主たる要因とする農家数・農業従事者人口の著しい減少や野生鳥獣による農作物への被害を起因とする遊休荒廃農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止や解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化にあっては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

さらに飯田市においては、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の全面開通など高速交通網の整備により、社会環境と共に農業を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想される。また、新型コロナウィルス禍を契機に、田園回帰、田舎志向がさらに高まることや近年著しい気候変動が農業に及ぼす影響の増大が想定されることなどへの対応策として、環境に配慮した持続可能な生産活動を推進する姿勢が求められている。

以上のような観点から、地域の特性や強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第７条第１項に基づき、飯田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なおこの指針は、今後10年間を見据えた長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和６年９月）に沿いながら飯田市の総合計画である「いいだ未来デザイン2028」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけられる「飯田市農業振興ビジョン」との整合性を図るため、2028年を目標とし、「飯田市農業振興ビジョン」の基本的方向の取り組み期間である３年～４年間ごとに検証と見直しを行うとしてきた。今回、同ビジョンの後期（令和７～10年度）の基本的方向の見直しに併せて本指針について検証を実施し、以下のとおり改定する。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 （A）※１	遊休農地面積 （B）※２	遊休農地の割合 （B／A）
現　　状 （平成30年３月）	3,030ha	299ha	9.9%
見直し時基準 （令和６年３月）	2,910ha	281ha	9.7%
４年後の目標 （令和11年３月）	2,790ha	271ha	9.7%
目標 （令和16年３月）	2,670ha	259ha	9.7%

（※１：現状は平成29年度農水省統計数値、見直し時基準は市内16地区における検討数値による。）

（※２：農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による農地利用状況調査により把握した遊休農地（同法第32条第１項第１号にいう農地に同第２号にいう低利用農地を加えた面積。）

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地利用状況調査と農地利用意向調査

ア　農地利用状況調査（農地パトロール）の計画的な実施と農地法第32条第１項に規定する農地利用意向調査の徹底。

イ　農地利用意向調査は、事務局による調査表の発送、回収及び調査データに基づく担当地区の推進委員及び農業委員の聞き取り等による方法にて実施する。

ウ　各地区農業振興会議は、利用意向調査結果に基づき、地域での担い手へのマッチング等の可能性を検討し、遊休農地の活用、試験的な作物の作付け等の推進活動を行う。

②農地中間管理機構との連携について

農地利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

農地利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用が困難と区分された荒廃農地については、現況に応じた「非農地判断」を実施し、守るべき農地を明確にする。

④多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の周知と活用による遊休農地の解消。

⑤所有者を確知することができない農地の取り扱い

未相続や所有者不明の農地であっても、要件を整えれば利用権設定や農地中間管理機構への貸付けが可能となった国の新たな制度も活用し、農地の有効利用を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 （A）※１	農地利用集積面積 （B）※２	集積率 （B／A）
現　　状 （平成30年３月）	3,030ha	605ha	20.0%
見直し時基準 （令和６年３月）	2,910ha	808ha	27.8%
４年後の目標 （令和11年３月）	2,790ha	1,107ha	39.7%
目標 （令和16年３月）	2,670ha	1,407ha	52.7%

（※１：現状は平成29年度農水省統計数値、見直し時基準は市内16地区における検討数値による。）

（※２：現状は人・農地プラン掲載者等の農地台帳上の経営面積、見直し時基準は市内16地区における検討数値による。）

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」（人・農地プラン）の実現・見直しについて

ア　地域ごとに人と農地の問題解決を図るため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者、その他意欲のある農業者を地域の中心となる経営体と位置付け、当該経営体リストの充実を図る。

イ　経営体リストに搭載されたそれぞれの農業者の意思と地域の実状に照らした「地域計画」（人・農地プラン）の実現と見直しに積極的に関与する。

②生産基盤の整備・保全と多面的機能の維持・増進のため、地域が主体となった農地保全・活用の取り組みに積極的に関与する。

③農地中間管理機構との連携について

農業委員会は市（農業課）、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」（人・農地プラン）の実現と見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

④農地の利用調整と利用権の設定について

ア　農地の所有者からの情報収集（利用意向の確認）

イ　管内各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

ウ　中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実状に応じた取り組みを推進する。

⑤具体的な農地の利用調整（マッチング）活動

ア　１・１・１運動

農業委員と推進委員が、１人１年１事例以上のマッチングを行う。(農家訪問等により。)

イ　地域で中心的な作物ごとに活動の狙いを定める

りんご・・・新植栽培の支援等の情報提供
なし　・・・伐採後の空き棚の活用
ぶどう・・・樹園地からの転換への対応
市田柿・・・耕作不能となった園地の担い手への集約
野菜　・・・伝統野菜・西洋野菜等の受け入れ希望情報提供
水稲　・・・農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う

ウ　飯田市農業振興センターとの連携による農地活用等の情報収集活動

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第４　新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人）	新規参入者（法人）
現　　状 （平成30年３月）	９人	１法人
見直し時基準 （令和６年３月）	27人	１法人
４年後の目標 （令和11年３月）	42人	６法人
目標 （令和16年３月）	57人	11法人

（※　新規参入者の数値は、認定新規就農者等の累計値。）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

南信州・担い手プロデュース、ＪＡみなみ信州担い手支援室、南信州農業農村支援センター及び飯田市農業振興センターとの連携を図り、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

近隣市町村及び農協と連携し、県外における新規就農フェア等への情報提供や新規就農者に係る情報収集を行い、新規参入者へのフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

ア　定年帰農者、若手農業者、女性農業者等、地域農業を支える多様な担い手の確保と育成のため、生産団体、農業法人、各地域並びに飯田市農業振興センターとの連携を図る。

イ　遊休農地解消や新規就農の促進のため、小規模な新規農業者の参入の推進も図る。

ウ　新規就農者の育成のため、農業体験の受入農家の情報収集に努める。

エ　新規参入者（法人を含む。）と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、新規参入経営体の定着を図るため、助言や指導等の参入後のフォローアップに務める。

オ　繁忙期労働力の確保にあっては、１日農業バイトマッチングアプリの紹介（情報発信）に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第５　「地域計画」の目標の達成のための役割

農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力